

契約事務規程

(通則)

第1条 東京都下水道サービス株式会社が締結する契約に関する事務については、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(東京都下水道サービス株式会社が締結する契約)

第2条 東京都下水道サービス株式会社が締結する契約とは、東京都下水道サービス株式会社が発注者として締結する契約のうち、契約書等の書面により締結する契約をいう。

(契約の方法)

第3条 契約の締結は、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約又は特定契約の方法によるものとする。

(契約の所管)

第4条 契約に関する事務は、管理部総務課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約は、担当部課において処理することができる。

(1) 産業医等の委嘱に関する契約及び弁護士等との顧問等に関する契約

(2) 人材派遣会社から派遣を受ける契約

(3) その他直接各部課で発注する必要がある外注等

(競争契約)

第5条 競争契約とは、契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約であり、当社の契約は原則としてこの方法により行う。

(独占契約)

第6条 独占契約とは、特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の場合にその相手方と締結する契約をいう。

2 独占契約を締結する場合には、その契約相手方が唯一であることを明らかにしなければならない。

(緊急契約)

第7条 緊急契約とは、緊急工事など契約の締結に緊急性があり、競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約をいう。

2 緊急契約を締結する場合には、その緊急性を明白に示すと共に、契約相手方の選定理由を明らかにしなければならない。

(少額契約)

第8条 少額契約とは、契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約をいい、1件30万円未満の契約については、少額契約とすることができる。

(特定契約)

第9条 特定契約とは、適切な契約相手方が特定の一者しかいない場合等、他の契約方法により難しい場合に、その特定の一者と締結する契約をいう。

2 特定契約を締結する場合は、その契約における適切な契約者が特定の二者しかいない理由、又は他の契約方法のいずれにも該当しない理由を明らかにしなければならない。
(競争契約の方法)

第10条 競争契約の方法は次のとおりとする。

- (1) 競争入札
- (2) 企画コンペ・プロポーザル

(競争契約方法の選択)

第11条 競争契約は、原則として競争入札により行う。

2 企画内容等が重視される競争契約については企画コンペ・プロポーザルにより行う。
(競争入札参加者の選定)

第12条 競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加させようとする者を原則として二者以上選定するものとする。

(指名業者選定委員会への付議)

第13条 予定価格が1,000万円を超えるものについては、別に定める指名業者選定委員会の議を経なければならない。

(入札)

第14条 入札を行う場合は、入札者をして必要書類に必要事項を記入させ、所定の日時、場所に提出させなければならない。

(入札の無効)

第15条 入札が、次の各号の一に該当するときは、当該入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者によるもの
- (2) 他人の正常な競争を妨害する等、不正行為のあった者によるもの
- (3) 同一事項に対して二通以上の入札をした者によるもの
- (4) 他者の代理を兼ね、又は二者以上の代理をした者によるもの
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日付東京都条例第54号）第2条第4号に定める暴力団関係者によるもの
- (6) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者の決定)

第16条 入札を行った場合は、予定価格以下で、最低価格で入札した者を落札者とする。

2 開札の結果、落札となるべき同価の入札者が二者以上ある場合は、これらの者により抽選を行い、落札者を決めなければならない。

(契約の締結等)

第17条 総務課長は、事業所管課長から契約の締結の請求を受けたときは、速やかにその手続を取らなければならない。

2 総務課長は、前項の契約について、契約を締結するに至らなかった場合は、意見を付して、速やかに当該契約の事業所管課長にその旨通知しなければならない。

3 事業所管課長は、前項の規定による通知を受けたときは、内容の精査を行い、契約の要否について総務課長に回答しなければならない。

4 総務課長は、契約が締結されたときは、当該契約の事業所管課長にその旨通知しなければならない。

(契約台帳の作成)

第18条 第4条第1項により処理する契約案件については、契約台帳により契約事務の処理経過を明らかにしなければならない。

付 則 31TGS 総第243号、2.3.16

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。